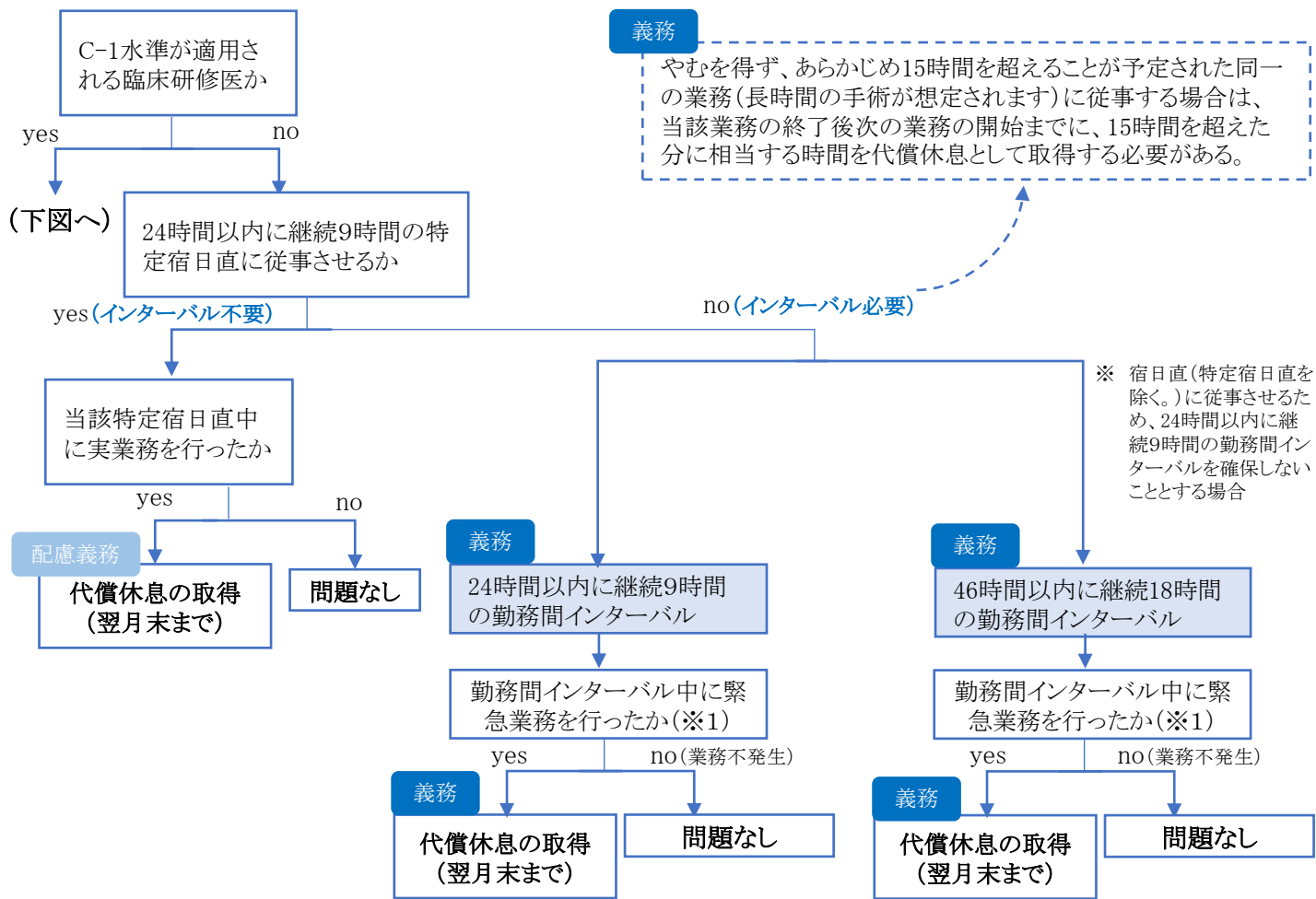
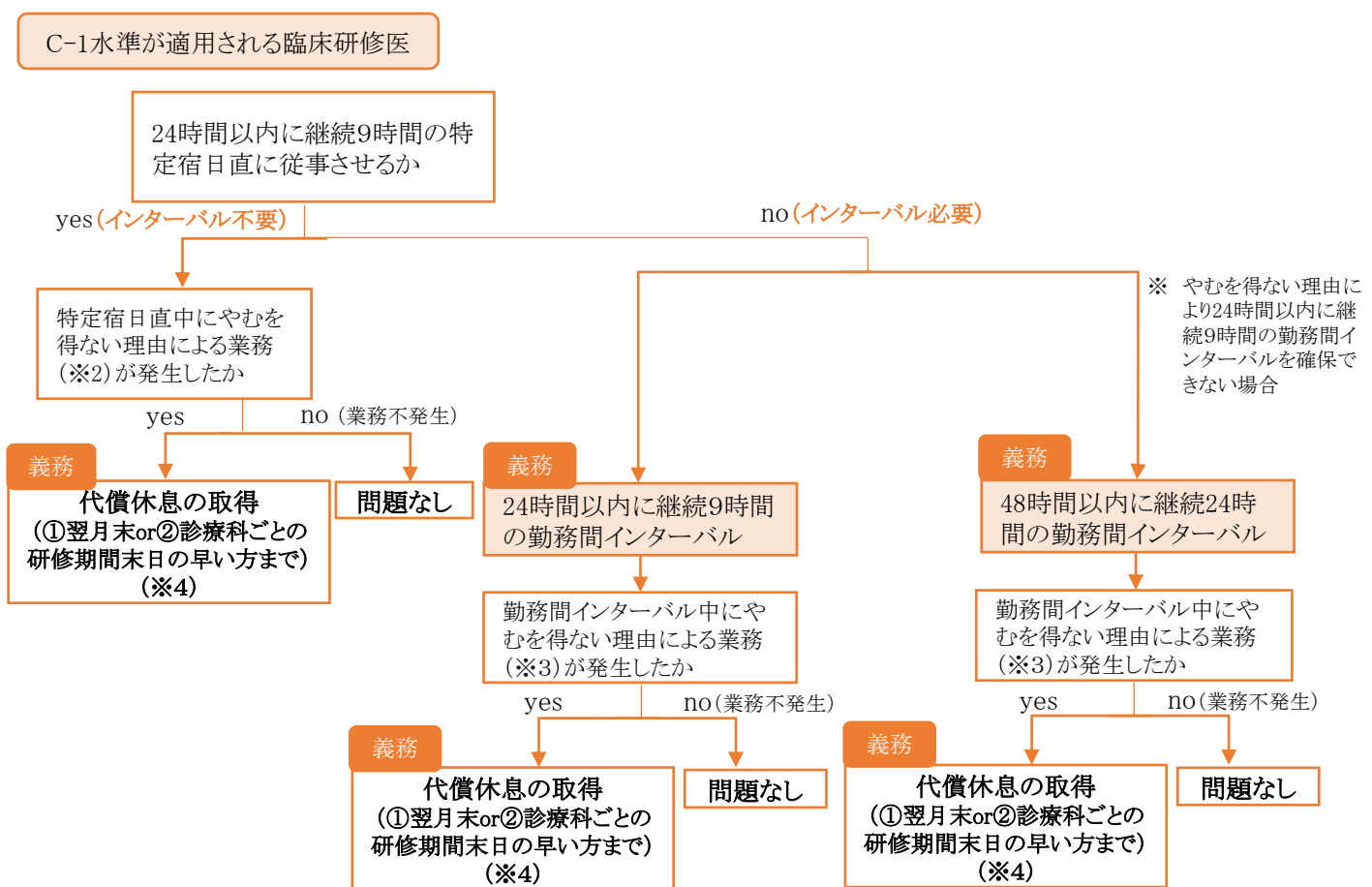


図. 特定対象医師における勤務間インターバル及び代償休息の基本的な考え方



※1 勤務間インターバル中は、緊急業務(救急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等の外来患者及び入院患者に関する緊急の業務が想定される)以外の業務に従事させてはならない。



※2 ここで言う「やむを得ない理由」による業務とは、「臨床研修の機会を確保するために、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務(臨床研修を適切に修了するために必要な業務に限る)が発生した場合に速やかに当該業務に従事できるよう特定臨床研修医を特定宿日直勤務に従事させる場合であって、特定宿日直勤務中に当該業務が発生したこと」をいう。

※3 ここで言う「やむを得ない理由」による業務とは、「臨床研修の機会を確保するために、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務(臨床研修を適切に修了するために必要な業務に限る)が発生した場合に速やかに当該業務に従事できるよう勤務間インターバル中に特定臨床研修医を待機させる場合であって、勤務間インターバル中に当該業務が発生したこと」をいう。なお、やむを得ない理由による業務以外に勤務間インターバル中に業務に従事させてはならない。

※4 ①が②の前にあって、やむを得ない理由により、①までの間に代償休息を確保することが困難な場合には、②までの間にできるだけ早期に代償休息を取得しなければならない。